

個人寄付の免税措置について

<所得税の寄付金控除額の目安(単位:円)>

■新たに導入された『税額控除』について

税率に関係なく所得税額から直接控除するため、既存の所得控除と比較してほとんどの場合、減税効果が大きくなります。

(所得税額) - (寄付金控除額)

寄付金控除額 = (年間の寄付金合計額 - 2000円) × 40%

※年間の寄付金額の合計額が年間の総所得金額等の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

※寄付金控除額は、所得税額の25%が限度となります。

寄附金額→	10,000	30,000	50,000	100,000	200,000	300,000	500,000	1,000,000
課税所得金額↓	減税額							
500万	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	143,125	143,125
600万	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	193,125	193,125
700万	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	243,500
800万	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	301,000
900万	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	358,500
1000万	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	399,200
1500万	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	399,200
2000万	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	399,200
2500万	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	399,200
3000万	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	399,200

■既存の『所得控除』について

所得控除を行った後に税率を掛け所得税額を算出します。

所得金額に比して寄付金額が大きい場合には税額控除より減税効果があります。

課税所得(所得金額 - 寄付金控除額) × 税率 = 所得税額

寄付金控除額 = 年間の寄付金合計額 - 2000円

※年間の寄付金額の合計額が年間の総所得金額等の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

寄附金額→	10,000	30,000	50,000	100,000	200,000	300,000	500,000	1,000,000
課税所得金額↓	減税額							
500万	1,600	5,600	9,600	19,600	39,600	59,600	99,600	199,600
600万	1,600	5,600	9,600	19,600	39,600	59,600	99,600	199,600
700万	1,840	6,440	11,040	22,540	45,540	68,540	114,540	229,540
800万	1,840	6,440	11,040	22,540	45,540	68,540	114,540	229,540
900万	1,840	6,440	11,040	22,540	45,540	68,540	114,540	229,540
1000万	2,640	9,240	15,840	32,340	65,340	98,340	164,340	329,340
1500万	2,640	9,240	15,840	32,340	65,340	98,340	164,340	329,340
2000万	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	399,200
2500万	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	399,200
3000万	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	399,200

※課税所得金額とは、給与所得金額(給与収入金額 - 給与所得控除額)から基礎控除、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除、損害保険料控除等の合計額を控除した金額をいいます。

※所得税の税率は、平成23年4月1日の法令によります。

<寄付金控除を受けるための手続き>

『税額控除』あるいは『所得控除』のどちらかを寄付者が選択し、所得税の控除を受けることができます。ご寄付いただいた翌年の確定申告に際し、以下の書類を添付して下さい。

①寄付金領収証

※専用の振込用紙でお振込みいただいた場合は、金融機関の受付印のある「払込金受領証」

※ATM等を利用した場合は、市川学園発行の「領収証」

②寄付金控除に係る証明書(写)・・・どちらか一方を提出して下さい。

(A)税額控除を希望する場合→税額控除に係る証明書

(B)所得控除を希望する場合→特定公益増進法人であることの証明書

※専用振込用紙でお振込みいただいている場合は、「払込金受領証」の裏面が「特定公益増進法人であることの証明書」となっております。